

名古屋市福祉人材確保支援助成事業



名古屋市では、市内に所在する介護サービス事業所が行う人材確保・従業者定着のための取り組みに対し、事業所が負担する費用の一部を助成します！

1 対象事業所

○市内介護サービス事業所

〔対象とならない事業所〕

- ・福祉用具貸与、福祉用具販売事業所、「保険医療機関等のみなし指定」により指定を受けた訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの事業所
- ・法人の役員のみによりサービスが提供されている事業所

○市内障害福祉サービス事業所

（居宅介護（重度訪問介護、行動援護を含む）のみ）

〔対象とならない事業所〕

- ・法人の役員のみによりサービスが提供されている事業所

2 助成金額

対象経費について事業所が支出した金額に以下の助成比率を掛けた金額
（事業所の規模に応じて助成限度額があります。→「3 助成限度額」参照）

対象事業	助成比率
事業所外研修への従業者の派遣	1 / 2
事業所内研修の開催	3 / 4
従業者の資格取得支援	3 / 4
従業者の福利厚生に関するもの	1 / 2

例えば…

従業者の資格取得について事業所が経費を10,000円負担した場合、助成金額は7,500円となります。

※対象事業、対象経費については、別紙を参照してください。

助成割合を一部引き上げています！



3 助成限度額

事業所の規模に応じて最大 15 万円まで助成されます

従業者数（常勤換算）	助成限度額
10名未満	50,000円
10名以上30名未満	100,000円
30名以上	150,000円

※「従業者」とは、現に介護関係業務に従事する者とします。

4 注意事項

ご注意ください！！



- 対象となる事業を実施する前（経費の支払いをする前）に申請をしてください。
経費の支払い後に申請があったものについては、対象となりませんのでご注意ください。
- 平成23年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請ができます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 限度額（「3 助成限度額」を参照してください）に達するまでは、何度でも申請できます。
- 申請書類のダウンロード、記載例については、
NAGOYAかいごネット (<http://www.kaigo-wel.city.naoya.jp>) をご覧ください。

5 申請書提出先・問い合わせ先

サービス種別	申請書提出先・問い合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・居宅介護支援・介護予防支援	健康福祉局介護保険課 電話：972-2591
地域密着型サービス・介護老人福祉施設・通所介護・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護	健康福祉局介護指導課 電話：972-2539
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護	健康福祉局保健医療課 電話：972-2623
居宅介護（重度訪問介護・行動援護を含む） ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	健康福祉局障害者支援課 電話：972-2578

助成対象事業及び助成対象経費

ご注意ください！！

(注意)

- ・「従業者」とは、現に介護関係業務に従事する者とします。
- ・平成23年3月末までに事業の実施及び経費の支払いが完了するものに限ります。
- ・対象となる事業を実施する前（経費の支払いをする前）に申請をしてください。
- ・国、地方公共団体等より補助金、助成金等の支給を受けている事業については対象外です。
- ・費用の一部を従業者自身が負担する場合は、その額を除いた金額が対象となります。



①事業所外研修等への従業者の派遣

<対象となる研修等の例>

- 社会福祉施設職員研修、ユニットケア研修、ユニットリーダー研修 など
- 「③従業者の資格取得支援」の対象となる資格以外の資格取得のための研修 など

<対象経費>

- 研修受講料
- 教材費：研修の受講に当たって、必ず必要となるものに限ります
- 派遣旅費：研修会場までの移動に通常必要となるものとして認められる額を上限とします
- 宿泊費：研修の受講にあたって、通常必要となるものとして認められる額を上限とします。

宿泊費も対象となります



②事業所内研修の開催

<対象となる研修等の例>

- 事業所外部より講師を招き、事業所において研修を開催する際の費用
※同一法人内での複数の事業所にて合同で開催する場合なども対象となります。
- 従業者の資質向上のための書籍・DVD等の購入に係る費用（従業者が自由に利用できるよう備えておくものも可）

<対象経費>

- 講師謝礼
- 講師の交通費：研修会場までの移動に通常必要となるものとして認められる額を上限とします
- 資料代：研修に必要となる資料の作成、書籍やDVD購入等に要した費用
- 会場借り上げ代：事業所外にて研修会場を借り上げて実施した場合に要した費用
- 従業者の交通費：事業所外の会場にて研修を実施する場合に限り、会場までの移動に通常必要となるものとして認められる額を上限とします。

③従業員の資格取得支援

＜対象となる資格＞

- 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士
- 訪問介護員1級・2級
- 介護職員基礎研修
- 介護支援専門員（更新研修等を含む）
- 行動援護従業者養成研修、視覚障害者移動介護従業者養成研修

これらの資格以外の資格試験等に係る費用については、「①事業所外研修等への従業員の派遣」の対象となります。

＜対象経費＞

- 資格試験受験料、養成講座・研修の受講料
- 派遣旅費：研修会場までの移動に通常必要となるものとして認められる額を上限とします
- 宿泊費：研修の受講にあたって、通常必要となるものとして認められる額を上限とします。

④従業員の福利厚生に関するもの

従業員の健康確保等に対し、事業所が負担した費用とします。労働安全衛生法の規定により事業所が行うことが義務付けられているもの、健康保険の給付対象となるものについては、対象外となります。

＜対象経費＞

- 健康診断に係る費用
 - 事業所が行うことを義務付けられていない項目（腰痛防止のための健康診断 など）
 - 事業所が行うことを義務付けられていない従業者（非常勤職員 など）
- 感染症予防に係る費用
 - インフルエンザの予防接種、肝炎ワクチンの接種 など
- 健康保持のための物品の購入に係る費用
 - 腰痛ベルト、膝・肘等のサポーター、ストレッチ体操のビデオ、健康維持の為の器具など
- メンタルヘルスに関する体制に係る費用
- 職場の環境整備に係る費用（従業員の健康確保を目的とするものに限りませう）
- 職員宿舎の借り上げに係る費用（継続して実施している場合の家賃も対象となります）